

新行政改革大綱 実施計画(案)

平成 2 3 年 月
群馬県

目 次

新行政改革大綱 体系図	1
目標 1 県民目線の県政の実施	
改革 1 県民意見の県政への更なる反映	2
改革 2 情報公開の充実	6
改革 3 地方分権改革への対応	9
目標 2 「仕事の仕方」の改革	
改革 4 行政の情報化	12
改革 5 事業執行方法の多様化	16
改革 6 事務処理の効率化と経費削減	21
改革 7 人材育成と組織管理	27
目標 3 健全な財政運営の維持	
改革 8 歳入の確保	32
改革 9 歳出の縮減	36
改革 10 公営企業改革	40

新行政改革大綱(案) 体系図

～ 群馬をさらにはばたかせる、行政改革3つの目標・10の改革 ～

目標1 県民目線の県政の実施

改革1 県民意見の県政への更なる反映 (1) 政策に県民意見を反映させる機会の拡大 (2) 審議会などにおける公募委員・女性委員の拡充 (3) 県民参画型公共事業の拡大 (4) 行政手続の簡素化・迅速化	改革2 情報公開の充実 (1) 県民に対する安心・安全情報の迅速な提供 (2) 行政情報の積極的な公開 (3) 公社・事業団に関する情報公開の推進	改革3 地方分権改革への対応 (1) 市町村への権限移譲の推進 (2) 市町村行財政体制整備のための支援の充実 (3) 近隣都県との広域連携
--	---	--

目標2 「仕事の仕方」の改革

改革4 行政の情報化 (1) 電子申請等受付システムの拡充 (2) 電子入札システムの改善・拡充 (3) 内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化 (4) 情報システムの見直しによる業務改善・経費節減	改革5 事業執行方法の多様化 (1) 公の施設のあり方検討 (2) 民間活力を活用した事業の推進 (3) 市場化テストのモデル的实施 (4) 協働事業の推進 (5) 公社・事業団改革	改革6 事務処理の効率化と経費削減 (1) 事務・事業の仕分け (2) 内部管理経費の節減 (3) エネルギー使用量の削減 (4) 公共工事の経費節減
改革7 人材育成と組織管理 (1) 県政を担う人材の育成 (2) 目標管理による業務改善 (3) 組織の見直し (4) 適正な定員管理 (5) 時間外勤務の縮減		

目標3 健全な財政運営の維持

改革8 歳入の確保 (1) 県税収入の確保 (2) 債権の適切な管理と収入未済額の圧縮 (3) 未利用財産の売却など (4) 安定的な資金調達と調達コストの削減	改革9 歳出の縮減 (1) 国関係法人への支出の総点検 (2) 県単独補助金の適正化 (3) 事業評価制度の強化 (4) 基礎的財政収支の黒字の維持	改革10 公営企業改革 (1) 企業局改革 (2) 病院局改革
---	---	--

(1) 政策に県民意見を反映させる機会の拡大

主要な計画や条例を制定する際に県民意見を募っているパブリックコメントについて、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案などを検討する早い段階や政策実施後の評価の段階など、幅広く行うための仕組みを整え、実施します。

現状・課題

パブリックコメントについては、政策立案段階の実施についても可能（県民意見提出制度運営要綱第7条第3項）とされているものの、ほとんど実施されていないなど効果的な活用が求められているところです。

より県民目線の政策づくりや実施した政策の評価・見直しを行うために、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案を検討する早い段階や政策実施後の評価の段階など、幅広くパブリックコメントを実施することができる仕組みを整える必要があります。

達成すべき成果 1

仕組みの検討・試行

計画や条例など主要な政策に係る方針・原案段階や政策実施後の評価の段階など、幅広くパブリックコメントの実施ができる仕組みをつくり、試行します。

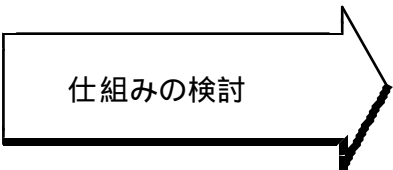
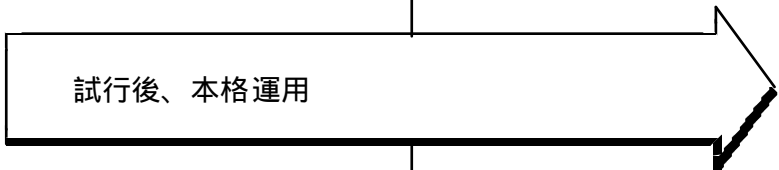
本格運用

試行後、本格運用します。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
平成22年度12月まで16件実施したもののうち立案段階でのパブリックコメント実施 1件（第14次群馬県総合計画） 評価段階でのパブリックコメント実施 仕組みなし	仕組みづくり	試行、政策の立案段階・評価段階などのパブリックコメントの実施	政策の立案段階・評価段階などのパブリックコメントの実施 4件以上

工程

23年度	24年度	25年度
		

担当所属 県民生活課、(総)総務課、各所属

(2) 審議会などにおける公募委員・女性委員の拡充

重要な政策や方針を公正性や専門性の立場から審査する審議会などについて、公募委員の割合を高めるとともに、引き続き女性委員の増加に努めます。

現状・課題

県民の県政への参画の機会を拡充し、女性の参画率を上昇させることは、政策決定過程において多様な意見・視点が反映されるだけでなく、行政運営における公正性の確保という観点からも大変重要なことです。

しかし、本県における公募委員の割合は1.9%（平成22年8月1日現在）、女性委員の占める割合は29.6%（平成22年3月1日現在、行政委員会の委員を含む。）であり、全国的にみても低い割合であることから、それらの向上に向けた取組が必要とされています。

達成すべき成果 1

設立時・改選期における、審議会などの委員選任に当たり、次の点について重点的に取り組みます。

公募を採り入れている審議会などの数及び公募委員数の割合を高めること

女性の参画率を上げること

また、これらと合わせて、職務指定（いわゆる充て職）の見直しを進めることとします。

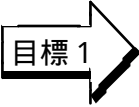
達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
ア 公募委員を含む審議会等数 7.1%(5/70 H22年8月現在)	ア 平成25年度末までに10%以上	ア 平成25年度末までに10%以上	ア 10%以上
イ 公募委員の割合 1.9% (16/813 H22年8月現在)	イ 平成25年度末までに3%以上	イ 平成25年度末までに3%以上	イ 3%以上
女性委員の割合 29.6% (H22年3月1日現在) ・行政委員会の委員を含む。 ・H21年12月現在全国平均33.1% (群馬県：41位)	31.4%	32.3%	33.2%
女性委員の割合については、H27年度までに35%とする目標を、第3次群馬県男女共同参画基本計画(仮称。推進期間H23~27年度)に掲げる予定です。			

工程

23年度	24年度	25年度
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>公募未導入の審議会などへの導入・公募委員数の増加 審議会などの設立時・改選期における積極的な女性の登用</p> </div>		

担当所属 (総)総務課、人権男女共同参画課



県民目線の県政の実施

改革 1

県民意見の県政への更なる反映

(3) 県民参画型公共事業の拡大

社会資本整備に県民のニーズをより反映させて事業実施するために、県民参画型公共事業の対象をさらに拡大します。

現状・課題

道路などの社会資本整備事業の計画・実施に当たり、透明性、公正性を確保し、利用者である県民の理解と協力を得るため、また、県民の使い勝手のよい社会資本整備の実現のため、これまで施工者中心に行われていた過程に県民の主体的な参画を促進する、県民参画型公共事業を推進しているところです。

今後、さらに、対象事業を拡大していき、県民参加の取組を積極的に実施していきます。

達成すべき成果 1

以下のようなパブリックインボルブメントの各種手法により、「県民が何を必要としているか」「使用者が求めているのは何か」を把握するとともに、計画の決定プロセスを明確にし、透明性、客観性を高める県民参画型公共事業を実施します。

ア ワークショップの開催

協働作業や話し合いなどにより、意見、要望、提案を把握し、事業計画に活かします。

イ オープンハウスの開設

該当事業の計画などの情報提供を行うとともに、質問したりすることができる場を一定期間設けます。

ウ 座談会の開催

エ アンケートの実施

オ ニュースレターの配布

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
県民参画型公共事業 9事業(H21年度) 内訳：河川事業、道路事業 (車道拡幅、歩道整備、交差点計画、駅周辺整備など)	12事業	12事業	12事業

工程

23年度	24年度	25年度

担当所属 監理課、各所管所属

(4) 行政手続の簡素化・迅速化

県民の利便性を向上するため、県への申請手続などについて、審査基準の見直しや標準的な処理期間の短縮を行い、手続の簡素化・迅速化に努めます。

現状・課題

行政手続法及び群馬県行政手続条例に基づき審査基準及び標準処理期間を設定して、公表しています。法・条例の施行から10年以上経過しましたが、平成17年度に提出部数などを中心とした見直しが行われて以降、見直しは実施していません。

平成22年4月1日から規制改革提案窓口を設置して、県民からの提案を受け付けていますが、件数は現在のところ2件にとどまっています。

達成すべき成果 1

審査基準の見直しや標準的な処理期間の短縮

近隣他県の状況との比較、地域機関などへの申請がされた場合の経路日数の統一及び本県での処理実績などを勘案し、審査基準の見直し及び標準処理期間の短縮を図るなどの規制改革を推進します。

規制改革提案窓口

強化月間の設定など広報の充実を行い提案を促します。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
提出部数の削減など32件の見直しを実施(H17年度) H22.4.1からホームページなどで提案受付	実態調査・近隣他県の状況との比較 強化月間設定、規制改革提案の件数増加	審査基準の見直し・標準処理期間の短縮 100件 強化月間の設定、規制改革提案の件数増加	見直し事項の検証 強化月間の設定、規制改革提案の件数増加 (3カ年累計20件)

工程

23年度	24年度	25年度
実態調査・近隣他県比較	審査基準の見直しなど	見直し事項の検証
強化月間設定、規制改革提案の件数増加		

担当所属 (総)総務課、各所管所属

(1) 県民に対する安心・安全情報の迅速な提供

地震や災害などの緊急情報について迅速に市町村、県民へ届くシステムを構築し、県のホームページや携帯電話サイトを活用して広く県民に提供する仕組みをつくります。

現状・課題

防災行政無線の再整備に併せて構築した防災情報システムにより、県機関、市町村（消防含む）、防災関係機関内で災害関連情報などの収集伝達を行っています。

現在、気象庁から送信される情報は、平成 25 年に「カナ電文形式」が廃止となるため、平成 25 年度までに本県の受信システムを「XML 電文形式」に変更する必要があります。

達成すべき成果 1

防災情報システムの構築

平成 25 年度までに、受信システムを「XML 電文形式」に変更し、汎用的な技術で容易に情報を処理、加工できるようになることや情報の高度化に対し柔軟に対応可能となることなど有効に処理・活用することにより、地震や災害などの緊急情報が迅速に市町村、防災関係機関、県民へ届くシステムを構築します。

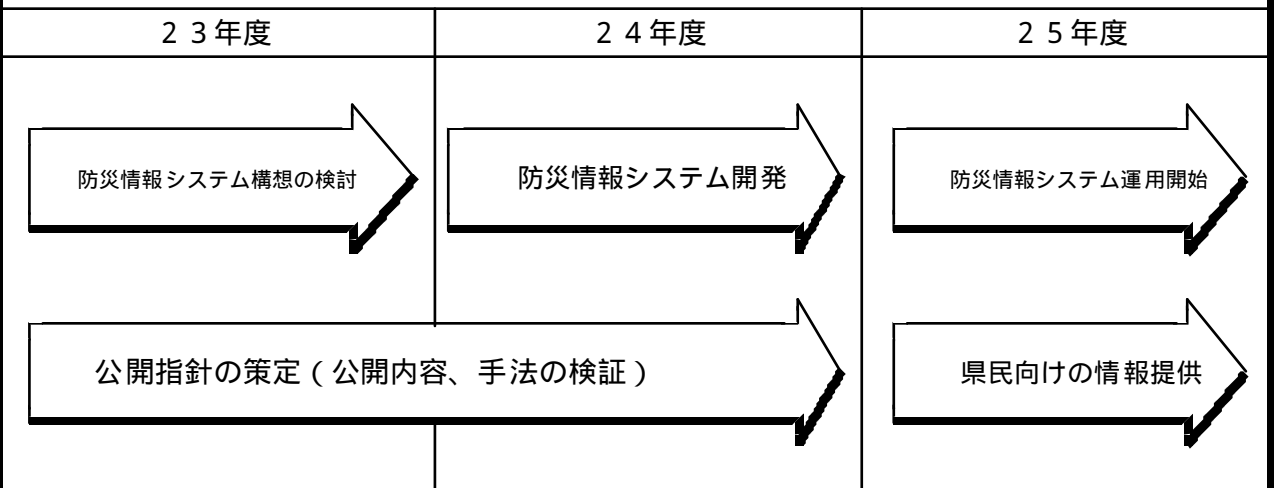
県民向けの情報提供

県民が必要とする生活の安全情報について、公開指針を策定し、県のホームページや携帯電話サイトなどを活用して広く県民向けの情報提供ができるようなシステムを構築します。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
「カナ電文形式」の防災情報システムによる県機関、市町村（消防含む）、防災関係機関への災害関連情報などの収集伝達	防災情報システム構想の検討 公開指針の検討	防災情報システム開発 公開指針の策定	防災情報システムの運用開始 県民向けの防災情報提供

工程



担当所属 危機管理室

(2) 行政情報の積極的な公開

繰り返し開示請求が行われる県の保有する情報で、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められるものについては、ホームページなどでの公表を進めていきます。

また、非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについて、新たに簡略化した手続を設け、迅速に提供できるようにします。

現状・課題

群馬県情報公開条例は、公文書の開示制度と並んで情報の公表及び情報の提供の拡充を図ることとしており、情報の公表や情報の提供について、県民の利便性向上・行政運営の効率化につながる新たな手法を実施するなど、一層の推進を行う必要があります。

達成すべき成果 1

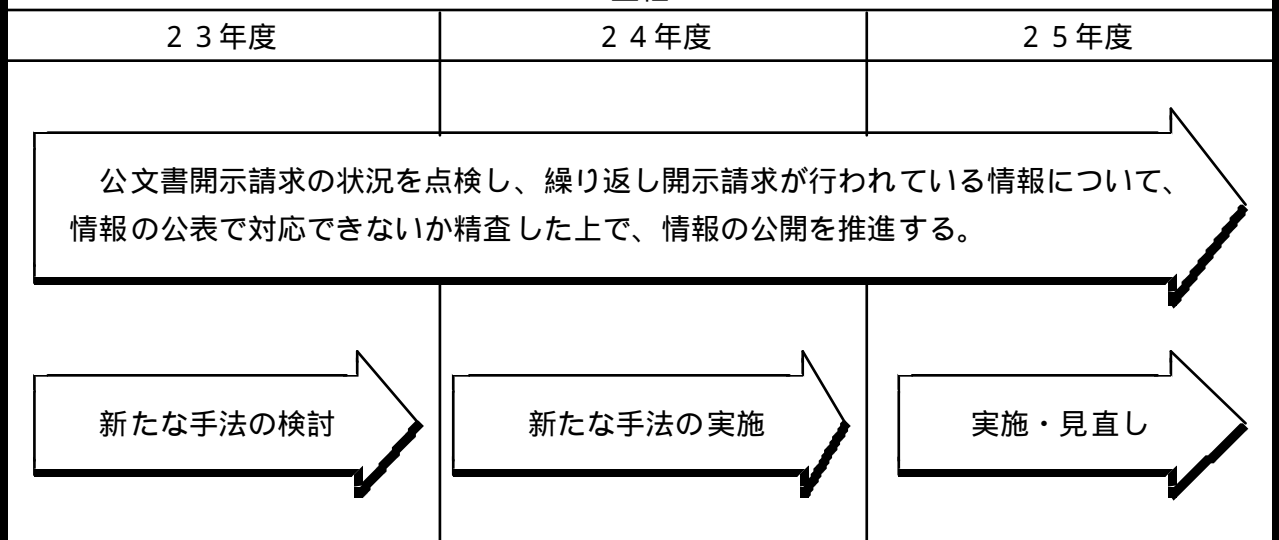
繰り返し公文書開示請求が行われている公文書について、県民の利便性向上・行政運営の効率化に役立つと認められ、支障がないものはホームページなどで随時「情報の公表」を行います。

非開示情報を含まない情報のうち、県民の利便性向上などにつながるものについては、公文書開示請求より簡易な手続で情報を提供できるようにします。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
情報公開条例第4条第2項を受け、県民生活課から随時、所管所属へ「情報の公表」を提案 手法なし	公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表の推進 新たな手法の検討	公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表の推進 新たな手法の実施	公文書開示請求の状況を点検し、情報の公表の推進 実施・見直し

工程



担当所属 県民生活課 各所属



県民目線の県政の実施

改革 2

情報公開の充実

(3) 公社・事業団に関する情報公開の推進

県が出資している公社・事業団などに関する情報について、情報公開に係るガイドラインを策定し、情報公開を進めます。

また、県と公社・事業団などとの関係をより透明化するため、契約などに関する情報を公開します。

現状・課題

県が出資している公社・事業団などについては、財務状況の議会報告などを、法定の報告対象である1/2以上出資法人から1/4以上出資法人まで拡げ、県の公社・事業団などに対する関与に係る公開を行ってきましたが、随意契約の状況の公開など更なる透明性の向上が求められています。

達成すべき成果 1

新行政改革大綱策定後、すみやかに情報公開に係るガイドラインを策定し、ガイドラインに従い随意契約や指定管理状況などの情報の公開を平成 23 年度中に開始します。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
<p>県は、県の公社・事業団などに対する、人的・財政的関与について、毎年公開</p> <p>各公社・事業団などは、財務諸表など独自に公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン策定 随意契約などの情報公開開始 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約などの情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約などの情報公開

工程

23年度	24年度	25年度

担当所属 総務課、各所管所属

(1) 市町村への権限移譲の推進

県民に身近な業務は県民に最も身近な自治体である市町村が担い、県は市町村を補完する広域的な業務などを担うことを原則として、県から市町村へ権限の移譲を進めます。

また、円滑な権限移譲に資するよう現行の交付金制度を見直します。

現状・課題

新ぐんま権限移譲推進プラン（平成20年3月～）に基づき権限移譲を推進しています。

平成22年10月1日現在、50法令等639事項を移譲していますが、市町村のまちづくりなどに資し、住民が利便性向上などを実感できる、包括的な権限移譲は進んでおらず、新たな権限移譲手法の実施により推進することが求められています。

達成すべき成果 1

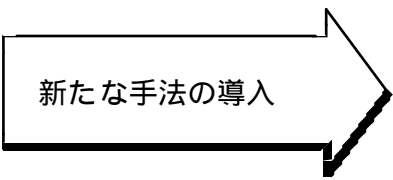
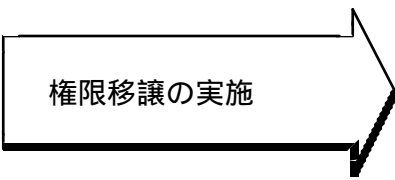
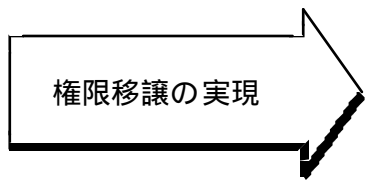
平成22年度中に策定する推進計画に基づき、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会などにおいて市町村と協議・調整を行い、理解と連携を図りながら権限移譲を推進します。

新たな権限移譲手法により、複数の事務権限を包括的に移譲することで、市町村の行政権限を拡大し、住民が実感できる地域完結型行政の実現を推進します。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
平成22年10月1日現在、50法令等639事項を移譲	新たな手法の導入	新たな手法による権限移譲の実施	新たな手法による権限移譲の実現

工程

23年度	24年度	25年度
		

担当所属 総務課

(2) 市町村行財政体制整備のための支援の充実

県と市町村とのパートナーシップを強化し県民サービスを充実するため、人事交流、市町村職員研修や行財政診断などにより市町村の支援をさらに充実させます。

現状・課題

地方分権改革が進む中、住民に身近な基礎自治体である市町村の果たすべき役割は、ますます大きくなります。市町村が、地方分権改革の担い手として、継続して安定した住民サービスを提供するためには、職員の資質向上や行財政体制の強化をすることが不可欠です。

市町村の行財政体制強化の取組は、自主・自律的に進めることが基本ですが、市町村の取組が円滑かつ効果的に行われるよう広域的な自治体である県が支援することが求められています。

達成すべき成果 1

全市町村が、安定した行財政運営を継続し、充実した住民サービスの提供がなし得るよう、以下の取組を実施します。

市町村職員の資質向上

ア 県と市町村との人事交流の実施（中核市移行支援など）

イ 市町村職員を対象とした職員研修の充実


行財政体制の強化のための支援

市町村の実情に応じて、市町村の行財政運営の現状を実地に診断し助言する行財政診断の実施により、各市町村の健全な行財政運営継続の一助とします。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
<p>ア 人事交流の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務支援 14人 ・中核市移行支援 19人 ・実務研修 <p>県 市町村 4人 市町村 県 66人 (うち中核市関係37人) (H22年度)</p> <p>イ 自治研修センター研修の市町村職員修了者 922人(H21年度) (定員の65.0%)</p> <p>市町村行財政診断 総合診断 2件 個別診断 8件(H22年度)</p>	<p>ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施</p> <p>イ 1,000人 (定員の70%)</p> <p>市町村の実情に応じ実施し適切な助言を行う。</p>	<p>ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施</p> <p>イ 定員の75%</p> <p>市町村の実情に応じ実施し適切な助言を行う。</p>	<p>ア 必要に応じて効果的な人事交流を積極的に実施</p> <p>イ 定員の80%</p> <p>市町村の実情に応じ実施し適切な助言を行う。</p>

工程

23年度	24年度	25年度
		

担当所属 市町村課、人事課、自治研修センター

(3) 近隣都県との広域連携

防災、観光など、広域的に取り組むことにより県民サービスの充実が図れる事業については、積極的に都県の境を越えて連携した取組を実施します。

現状・課題

防災、観光をはじめとした県境を越えた広域的な課題については、近隣都県との連携により取り組むことが、行政改革や地方分権改革における戦略的な取組として有効であり、北関東磐越5県（福島・茨城・栃木・群馬・新潟）、群馬・埼玉・新潟3県、関東地方知事会（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・静岡・長野）などの枠組により、近県との連携を強化して対応していく必要があります。

達成すべき成果 1

次のような都県の枠組により、以下の行政課題を検討していきます。

北関東磐越5県

広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携、人事交流面での連携、子育て家庭への支援サービス、戸別所得補償制度、野生鳥獣による農作物などへの被害対策など

群馬・埼玉・新潟3県

観光、産業振興、防災協力体制、次世代自動車に関することなど

関東地方知事会

国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の地方への移譲の促進

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
子育て家庭優待カード事業や車いす利用者用駐車施設利用証の相互利用など 連携についての共同宣言（H22.7） 広域連携のための協議会を設置（H22.12）	広域的な地域ネットワークの形成、防災面での連携など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 観光、産業振興など個別のテーマについて、具体的な連携を進めていく。 国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加し、事務・権限の地方への移譲を進めていく。		

工程

23年度	24年度	25年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>北関東磐越5県：「具体的な連携」の推進 群馬・埼玉・新潟3県：「具体的な連携」の推進 関東地方知事会：国の出先機関の廃止に向けた広域連携のための協議会に参加</p> </div>		

担当所属 総合政策室、総務課、各所属

(1) 電子申請等受付システムの拡充

県への申請・届出や公共施設の予約など、いつでも、どこからでも行うことができる電子申請等受付システムの対象手続を拡大するとともに、手続の簡素化などによって使い勝手の向上を図ります。

現状・課題

県と16市町村が共同して平成17年10月から電子申請等受付システムを運用しています。電子申請を行うことができる県の手続数は平成21年度末現在98件。年間利用件数は、平成21年度末までの3年間で約40%増加しています。

平成21年度からクラウドコンピューティングによるシステムを採用し、年間運用費を約3分の1(9,600万円→3,600万円)に軽減しました。

その一方で、電子申請の利用率が低い手続も存在することから、戦略的にシステムへの登載事務を選択し、県民サービスの向上や業務能率の向上に結びつけていく必要があります。

達成すべき成果1

県外からの申込が多い手続、定例性の高い届出、イベント申込み等県民に身近な手続など、電子申請のメリットが高い手続を中心に、毎年100件程度の新たな手続を登載します。手続の簡素化や携帯電話から行うことのできる手続の増加など、手続方法を改善し、年間利用件数が毎年10%増加するようにします。

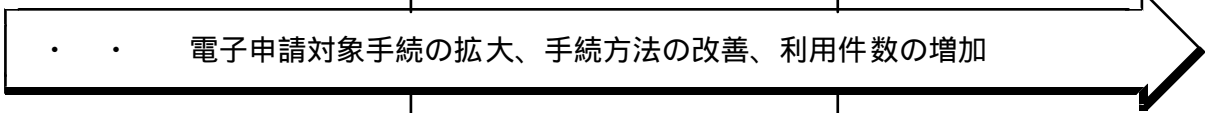
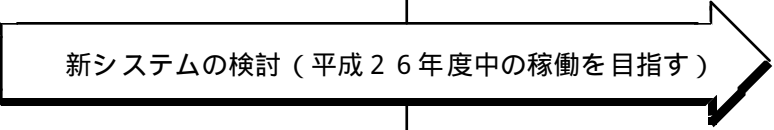
申請内容に関する機械的なチェックの実施や集計の効率化などの事務改善により、業務量の削減に努めます。

現システムの終期(平成26年8月)に向けて、費用対効果の検証や、より使いやすいシステムのあり方について検討を行います。

達成すべき成果2(数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
新規登載手続 77件 (H21年度)	100件	100件	100件
年間利用件数5,201件 (H21年度)	8,800件 (毎年10%増)	9,600件 (毎年10%増)	10,500件 (毎年10%増)

工程

23年度	24年度	25年度
		
		

担当所属 情報政策課

(2) 電子入札システムの改善・拡充

「ぐんま電子入札共同システム」について、入札事務の効率化に資する改善や操作性の向上を図るなど改善のための更新を行います。

また、これまですべての工事の入札を電子化するなど事務の効率化に取り組んできたところですが、県庁において実施する、物品購入に係るすべての一般競争入札についても、電子入札とします。

現状・課題

ぐんま電子入札共同システムとして平成18年1月から運営していますが、現行のシステム利用者からは作業の効率化、操作性の向上など様々な要望があり、併せてシステム運営などに要するコストの縮減が求められています。

また、電子入札については、コストの縮減、入札事務の透明性・公正性の向上、行政事務の効率化につながるものであり、平成20年度からすべての建設コンサルタントなどの委託の入札に、平成21年度からすべての工事の入札に、対象範囲を拡大してきたところです。

更なる事務改善に向けて、物品購入についても電子入札を拡大していく必要があります。

達成すべき成果1

ぐんま電子入札共同システムについて、以下の機能などを取り込んで更新します。

ア 効率化 参加資格審査の簡易な事項の自動チェック機能や複数の案件の一括開札、指名通知書の一括発行など

イ 操作性向上 工事と物品の画面の統一化、入札参加資格審査申請の複数自治体申請の際の必要書類ガイド表示

ウ コストの低減 既存システムに係る改修を必要としないシステム構築

県庁において実施する、物品購入に係るすべての一般競争入札を電子入札とします。

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
平成22年度末までに詳細設計完了 25/30事業で実施 (H22.11.24現在)	総合テスト、運用テスト実施 年度末までに実施	試験運用確認後、本格運用	本格運用（事務の省力化の実現）

工程

23年度	24年度	25年度
一部運用開始	試験運用確認後、本格運用	本格運用
電子入札化		

担当所属 監理課、(会)会計課

(3) 内部管理業務に係る情報システム改修による事務の効率化

内部管理業務のより一層の効率化・コスト削減を図るため、総務事務システムと関係システムとの統合などを検討し、必要な見直しを実施します。

また、財務会計システムを改修して行政事務用端末で動作できるようにすることにより、専用端末廃止によるコスト削減と事務の効率化を図ります。

現状・課題

平成17年度から総務事務の集中処理により、総務事務に係る手間やコストを削減していますが、対象機関の拡大や関係システムとの統合などにより一層の効率化・コストの削減を図る必要があります。

現行の財務会計システムは専用端末によるクライアントサーバシステム（複数のコンピュータにそれぞれサーバとクライアントという役割を与え、ネットワークでつないだ構造のこと）で構築していますが、新システム導入に当たっては、最新の技術を活用し、コストを削減することが求められています。

達成すべき成果1

総務事務システムに関して、費用対効果や利用者利便性向上の観点から次の事項を検討し、その結果に基づき、次期総務事務システム（平成26年運用開始予定）などで実現を目指します。

- ア 給与入力システムとの機能統合
- イ 総務事務システム対象者の拡大
- ウ 総務事務システムハード構成見直し
- エ 給与計算処理のサーバ化

行政事務用端末などで動作可能となるよう財務会計システムを改修し、財務専用端末を廃止することにより、運用経費の削減、会計事務に係る作業能率の向上及び利用者の利便性の向上を図ります。

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
現行総務事務システム運営（H22年度：74,882千円） ほかに給与計算処理委託費など（H22年度：20,370千円）を支出 知事部局のみ 財務会計システム改修の次期プロトタイプ（基本型）を作成、評価するとともに基本計画を策定中 （現行システム運営（H22年度）：271,822千円、うち専用端末に係るリース代70,787千円）	平成26年からの運用開始に向けて、平成23年度から次期システムの検討・計画・改修を開始する（関係システムとの統合などによるコスト削減を図る）。		
	平成26年からの運用開始に向けて、平成23年度から財務会計システムの改修を開始する（専用端末に係るリース代をはじめとするコスト削減を図る）。		

工程

23年度	24年度	25年度

担当所属 総務事務センター、(会)会計課

(4) 情報システムの見直しによる業務改善・経費節減

各所属が業務に利用している情報システムを、情報処理技術の進展に合わせて随時見直し、業務処理方法の改善や経費の節減を図ります。

現状・課題

県では約300の業務について、情報システムによる処理を行っています。開発、運用、機器導入など、情報システム全般に係る予算について、担当課と情報政策課による協議を通じて、システムの必要性などを評価し管理しています。

情報システムに係る予算協議などを通じて、それぞれの業務処理において、その業務の特性に応じた最適の情報システムが、最小の経費で運用できるようにする必要があります。

達成すべき成果1

情報システムの調達プロセスを体系的に取りまとめた「調達ガイドライン」を踏まえた仕様書、見積書の様式の統一などの調達の効率化やインターネットを通じた情報システムの共同利用やデータ処理（クラウドコンピューティング）の活用など情報処理技術の進展に合わせた見直しを進めます。

総務事務システム（改革4(3)）、財務会計システム（改革4(3)）、電子納品システムなどの改修や見直しなどを行います。電子納品システムは、工事関係書類のデータベースなどを受注業者とインターネットにより共同利用する手法（クラウドコンピューティング）の活用により、運営経費の節減と書類のやりとりや保管などによる事務の省略化を図ります。

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
<p>予算協議による情報システム最適化、調達の効率化の実現</p> <p>約300の情報システム 各所管課H22年度要求額 5,028,644千円 当初予算額 4,465,455千円 差額のうち490,747千円は、情報政策課予算協議により削減されたものです。</p> <p>電子納品システム検討中</p>	<p>仕様書、見積書の様式の統一、調達の最適化・効率化（クラウドコンピューティングなどの活用）</p> <p>システム導入、一定規模以上の事業で試行</p>	<p>調達の最適化・効率化（クラウドコンピューティングなどの活用）</p> <p>本格運用（事務の省略化）</p>	<p>調達の最適化・効率化（クラウドコンピューティングなどの活用）</p> <p>本格運用（事務の省略化）</p>

工程

23年度	24年度	25年度
<p>仕様書、見積書の様式の統一、情報システム最適化・効率化</p> <p>試行</p>	<p>情報システム最適化・効率化（クラウドコンピューティングなどの活用）</p> <p>本格運用</p>	

担当所属 情報政策課、監理課、各所属

(1) 公の施設のあり方検討

公の施設について、社会や時代の変化を踏まえ、施設の必要性、有効活用の手法、費用節減、指定管理者制度の導入の可否などについて原則3年を目途に継続して見直します。

現状・課題

これまでも、指定管理者制度の適用（平成18年度～。）や民間委員からなる「公共施設のあり方検討委員会」での検討（平成20年3月～21年11月。管理費が多額であるなどの15施設対象）などにより見直しを行い、管理運営を効率化しつつサービス向上に努めてきました。

平成22年度から、すべての施設について、定期的に、情勢の変化を踏まえて施設のあり方から検討を行うこととしたところであり、引き続き効率的、効果的な管理運営を図ります。

達成すべき成果 1

すべての公の施設について、定期的に施設の存廃を含めたあり方から検討を行います。

県の施設としての必要性が薄れた施設は廃止又は移管し、指定管理者制度適用や地方独立行政法人化により管理運営の効率化、効果的なサービス提供が期待できる施設は管理運営方法を見直します。

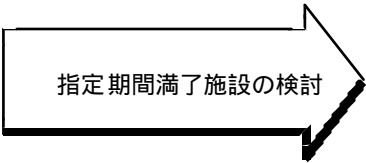
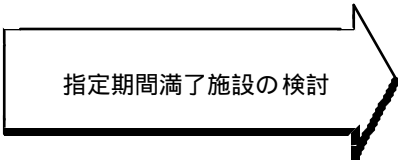
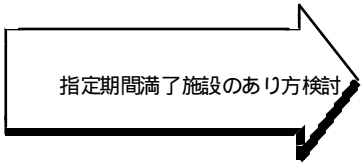
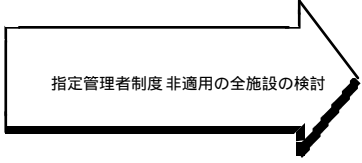
指定管理者制度を適用している施設 各指定期間満了の前年度

その他の施設 3年ごと

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
指定期間満了前年度検討 (H21年度～) その他全施設検討(H22)	2施設	20施設	・ 117施設

工程

23年度	24年度	25年度
		 

担当所属 総務課、各所属

(2) 民間活力を活用した事業の推進

民間の資金や経営手法、技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備して事業コストの削減を図る P F I 事業などに関するガイドラインを策定し、一定の大規模施設整備については、通常手法と P F I 事業などによる場合との比較検討を行い、効果が認められた場合には導入を検討します。

また、公共施設の設備の更新などにおいて、民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用し、維持管理コストの削減や温室効果ガス排出削減を図る手法についても検討・実施します。

現状・課題

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法令」(P F I 法) が制定 (平成 1 1 年 7 月) されてから平成 2 2 年 1 0 月までに、全国の自治体において計画・実施されている P F I 事業は 3 5 1 事業 ((財) 地域総合整備財団調べ) となっており、課題が指摘されながらも、その有効性について広く認められているところです。

一定の大規模施設の整備・改修が行われる場合に備え、ガイドラインを策定するとともに、可能性調査の実施などにより効果が認められるものについては事業化していく必要があります。

達成すべき成果 1

ガイドラインの策定

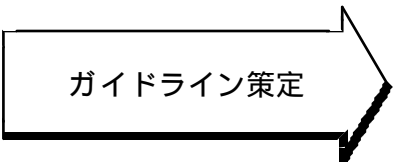
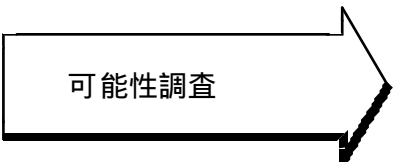
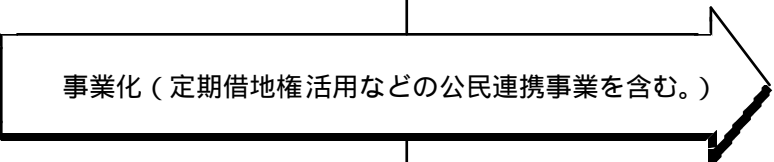
P F I 事業に限らず、民間の資金、経営手法などを活用した手法について掲載します。

P F I 事業 (定期借地権活用などの公民連携事業を含む。) の事業化

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
検討 P F I 事業 0 件	策定 可能性調査	対象施設などが あった場合事業化	対象施設などが あった場合事業化

工程

2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
		
		

担当所属 総務課、各所属

(3) 市場化テストのモデル的实施

公の施設の管理などについて、県と民間とが運営方法や経費をそれぞれ提案し、どちらが効率的にできるかを競う市場化テストを、モデル的に実施し、効果が認められた場合には導入を検討します。

現状・課題

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が平成18年に施行され、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日付け総務次官通知）」に「市場化テストの積極的な活用」について明記されていますが、現在のところ群馬県での市場化テストの実績はありません。

達成すべき成果 1

推進期間中にモデル事業の実施・検証を行うべく対象の選定を進めます。

県直営の公の施設に指定管理者制度を適用するに当たり、民間市場の成熟度や民間による管理運営の的確性を確認する必要があると判断した場合に、市場化テストの手法を用いて、県民サービスの一層の向上につながる管理運営方法を選択します。

上記の取組によっても適当なモデル事業が選定できない場合は、民間からの提案に基づき対象を選定する方法などについて検討をしていきます。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
市場化テスト実施件数 0件	-	-	推進期間中にモデル事業1件を実施し、検証の上今後の行政改革に資する取組か否かを検証します。

工程

23年度	24年度	25年度
対象事業選定、実施要領の作成	モデル事業の実施・検証	
指定管理者の選定に適用することの検討、実施		
	民間提案型手法の検討	

担当所属 総務課、各所属

(4) 協働事業の推進

様々な行政分野において、「新たな公」の担い手として期待されるNPOなどとの協働事業を推進し、より効果的な事業の執行を図ります。

現状・課題

時代の変化とともに社会的ニーズが多様化し、公共サービスの提供は、行政だけでなく多様な主体が担うことで、より効果的な提供が可能となっており、また、県民の社会貢献意識が高まり、多様な主体による活動も活発化しています。

そこで、よりよい公共サービスを提供するため、「新たな公」の担い手として期待されるNPOなどとの協働や連携の推進が求められています。

達成すべき成果 1

「協働」は、今後の地域社会を考える上での重要な概念・手段であり、以下のとおりNPOと行政との協働に関する指針（平成20年2月）における「協働推進のための環境整備」に沿った環境整備を図ります。

NPO協働提案パイロット事業の拡充、協働事業報告会など事後検証のための仕組み（ふりかえり）の充実、パートナー育成に向けた取り組みの充実

協働の理解促進のための県・市町村職員研修の実施、県・市町村間の連携強化

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
NPO・ボランティアとの協働の取り組み(県事業) 92事業(H22年度)	100事業	105事業	110事業
NPOと行政との協働推進会議 2回開催	継続して実施	継続して実施	継続して実施
県・市町村職員向け研修 1回開催 (H21年度)			

工程

23年度	24年度	25年度
<p>NPO協働提案パイロット事業の実施、NPO・ボランティアとの協働の拡大 県・市町村職員研修の実施、協働プラットフォーム意見交換会の実施</p>		

担当所属 NPO・ボランティア推進課

(5) 公社・事業団改革

県が出資している公社・事業団などについて、各団体の自立を促し、県の人的・財政的関与を縮小することを基本として、団体数の縮小を含めた改革を引き続き行います。

現状・課題など

公社・事業団などは、県の出資比率が25%以上で、県行政と密接に関連している団体であり、公益的な事業を県に代わって実施するなど、県行政を補完する役割を果たしています。

このうち、社会情勢の変化などにより設立当初の目的を達成したと思われる団体や、経営状況が悪化し、持続的な経営ができない状況に陥っている団体については、解散を含め、そのあり方を見直すとともに、その他の団体についても、自立的な運営を促し、県の関与をできるだけ縮小していく必要があります。

達成すべき成果 1 (内容)

平成 22 年度に策定した「公社・事業団等の見直し方針」に基づき、各団体のあり方の見直し及び県の人的・財政的関与の縮小を行います。

各団体の財務状況などについて定期的に調査を実施し、安定した経営ができるよう、事務・事業の見直しや財政基盤の強化などについて指導・助言を行います。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
ア 公社・事業団数 30団体 (H22.3.31現在)	ア -	ア -	ア 26団体
イ 人的・財政的関与と縮小 に取り組んでいる。 毎年度、全団体に定期調査 を実施している。	イ 関与縮小を 実施 全団体に調査を 実施	イ 関与縮小を 実施 全団体に調査を 実施	イ 関与縮小を 実施 全団体に調査を 実施

工程

23年度	24年度	25年度
<p>ア あり方の見直し イ 人的・財政的関与の縮小を実施</p>		
<p>全団体に定期調査を実施、安定した経営ができるよう指導・助言</p>		

担当所属 (総)総務課、人事課、財政課、各所管所属

(1) 事務・事業の仕分け

事業のあり方や予算の執行方法、仕事の仕方について、職員が部局横断的に議論し点検する、事務・事業の仕分けを活用することにより、継続的に見直し、業務の効率化を図ります。

現状・課題

行財政改革を着実に推進し、限られた資源を県民サービスの向上のために最も効果的に配分することを目的として、職員及び学識経験者が、自己の属する部局に限らず、事務・事業のあり方について提案・検討し、改善などの判定を行う「事務・事業仕分け検討会」を平成 22 年度に実施しました。

通常の前算編成作業に加えて、部局横断的に限られた数の事務・事業を対象として取り組むことは効果的であることが判明した一方、対象事業の選定、判定者、公開の可否など改善すべき課題もあり、見直した上でより効果的な手法で実施していく必要があります。

達成すべき成果 1

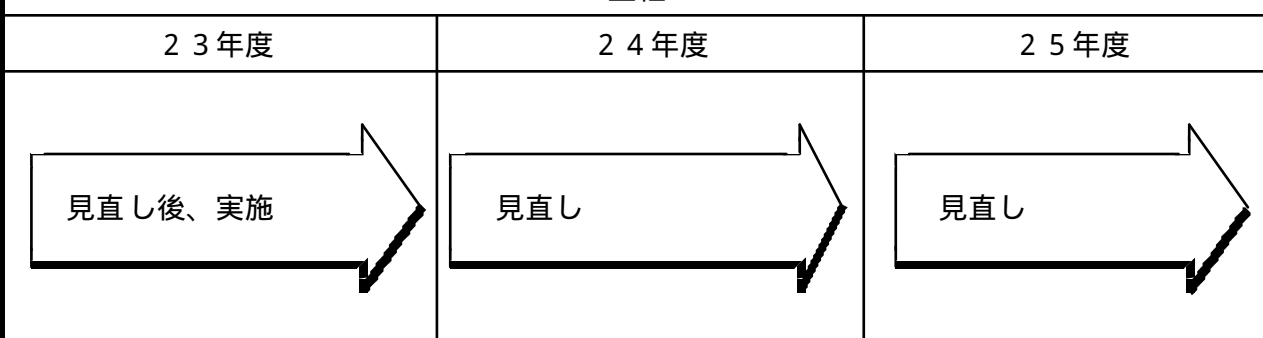
次の事項などについて見直しを行い、平成 23 年度は、30 程度の事務・事業について継続して実施します。()内は平成 22 年度の手法です。

- ア 対象事業の選定方法(職員から提出) イ 実施時期(10・11月)
- ウ 判定者(学識経験者6名、職員15名) エ 公開の可否(非公開)
- オ 検討と判定の実施時期(別の日時に実施) など

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
仕分け件数 27 事務・事業	・手法の見直し (5月末まで) ・対象 30 事務・事業	・手法の見直し	・手法の見直し

工程



担当所属 (総)総務課、各所管所属

(2) 内部管理経費の節減

公用車管理、清掃・警備などの庁舎管理、資源ゴミの処理、物品の調達などの内部管理や経常的な業務について、仕事の仕方を根本から見直し、外部委託の導入や処理方法の改善などにより、コストの節減や業務の効率化を図ります。

現状・課題

内部管理のための事務費や施設の運営費など経常的な経費については、継続的に見直さなくてはなりません。厳しい財政状況が続く中、様々な方策により経費削減や事務の効率化を図っていく必要があります。

達成すべき成果 1

以下の取組により経費の一層の削減と事務の効率化を図っていきます。

公用車管理の改善

県庁及び各県民局において、集中管理・共同利用の実施・拡大を進めるとともに、次の手法により経費の削減及び事務の効率化を目指します。

- ・稼働率の低い古い公用車の廃車による効率的運用
- ・車検、タイヤ交換などの一括発注

集中管理実施後に、運用の実態を踏まえて、委託、リースの導入など市場化テストの実施を含めた検討を行い、最も適切な方法での管理手法を採用します。

清掃業務及び警備業務の長期継続契約・一括契約の検討・実施

- ・庁舎清掃委託における統一的な仕様（マニュアル）の作成
- ・清掃業務に長期継続契約の導入を検討し、導入する利点が認められる場合は、「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に清掃業務を含めることの検討を行い、効果が見込まれる庁舎から導入
- ・清掃業務及び警備業務の近隣の庁舎間の一括契約の可能性について検討を行い、実施可能かつ効果が見込まれる場合に実施

各庁舎における資源ゴミの積極的な売払の実施

- ・ガイドライン策定
- ・各合同庁舎毎にゴミの減量化に取り組むと共に、売払の検討を行い、費用対効果が見込まれる場合に実施

単価契約の対象品目などの拡大、事務用品の一括購入の実施

ア 県庁

- ・単価契約及び一括購入を行うのにふさわしい物品の洗い出し、実施

イ 県民局など

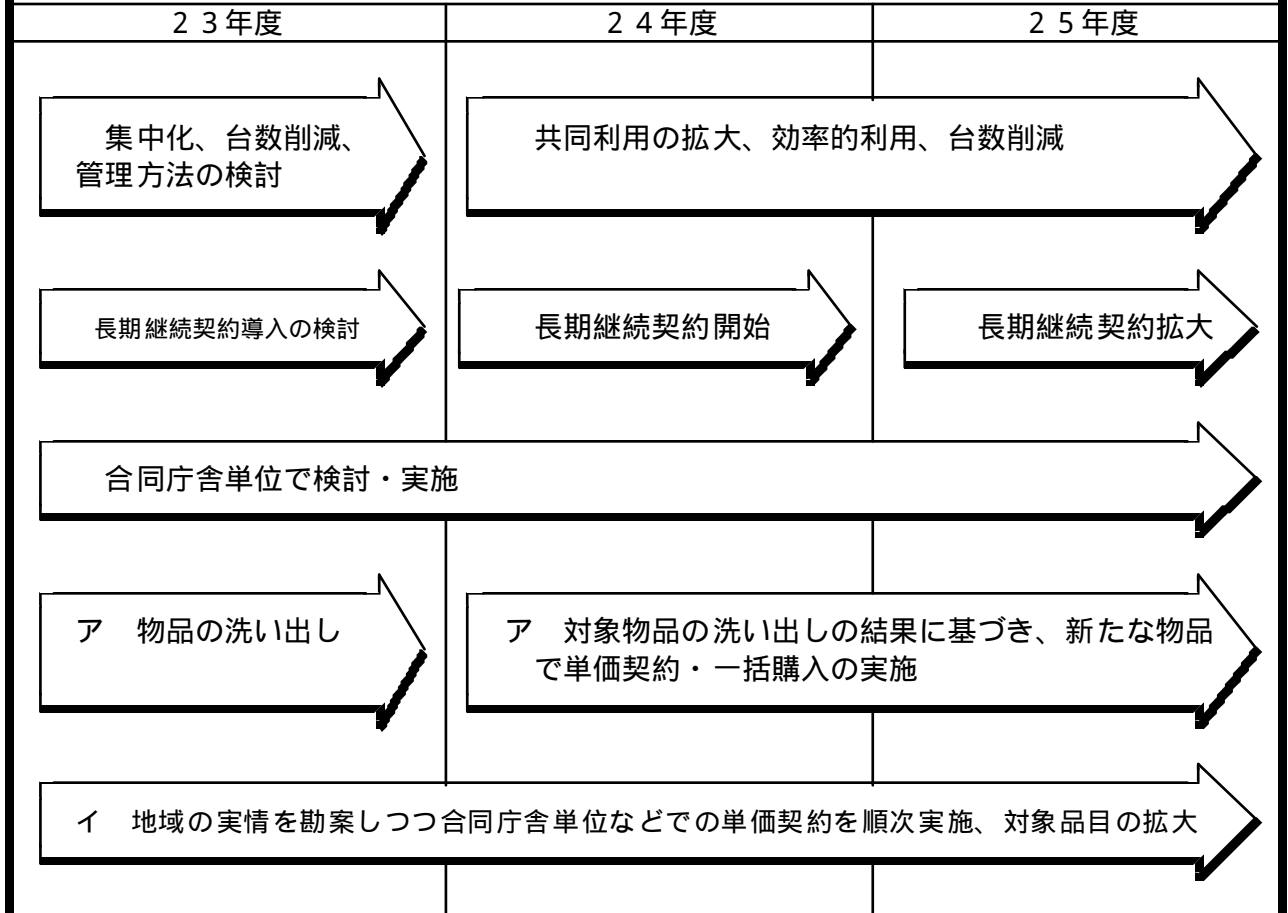
- ・県民局については、地域の実情を勘案しつつ合同庁舎単位などでの単価契約を順次実施、対象品目の拡大

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
<p>公用車の状況</p> <p>ア 台数（H22.10現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁全体 281台 （特殊車両を含む。） ・運転手付車 14台 ・各所属直接管理車 140台 ・集中管理車 127台 <p>イ 部局別1台当たり利用時間 最大の部局1,517時間 最小の部局 513時間 （H21年度）</p>	<p>集中管理開始、共同利用の拡大、運用の実態を踏まえ、委託やリース対応を含めた管理手法の検討、管理計画策定（県庁全体、県民局ごと）</p>	<p>共同利用の拡大、台数削減</p>	<p>共同利用の拡大、台数削減</p>

<p>清掃業務は、「群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の対象となっていない。</p> <p>県庁及び11合同庁舎のうち2合同庁舎において、資源ゴミの売払を実施 県庁 1,747,160円 2県民局 114,829円</p> <p>ア 県庁において、県表彰等物品、県発送用封筒、燃料、ファイリング用品、コピー用品、プリンターナーカートリッジ及びネームプレートを対象として実施（H22.11.1現在）</p> <p>イ 2合同庁舎で、ガソリンの合同庁舎単位の単価契約を実施</p>	<p>長期継続契約の効果などを検証、条例に清掃業務を加えることを検討 合同庁舎単位で検討・実施</p> <p>ア 対象物品の洗い出し（単価契約、一括購入）</p> <p>イ 地域の実情を勘案しつつ合同庁舎単位などでの単価契約を順次実施</p>	<p>（効果が認められた場合）長期継続契約を締結 合同庁舎単位で検討・実施</p> <p>ア 対象物品の洗い出しの結果に基づき、新たな物品で単価契約・一括購入の実施</p> <p>イ 対象品目の拡大</p>	<p>対象庁舎の拡大 合同庁舎単位で検討・実施</p> <p>ア 対象物品の洗い出しの結果に基づき、新たな物品で単価契約・一括購入の実施</p> <p>イ 対象品目の拡大</p>
--	--	--	--

工程



担当所属 (総)総務課、管財課、(会)会計課、各所属

(3) エネルギー使用量の削減

民間の省エネルギー診断技術や省エネノウハウを活用した施設改修の実施などにより、温室効果ガス排出削減を図るとともに経費節減につなげます。

現状・課題

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」)及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」)の改正により、地方公共団体全体のエネルギー管理や温室効果ガス削減の率先実行が義務付けられました。

「群馬県地球温暖化防止条例」(以下「条例」)が平成22年4月1日から施行され、オフィス部門における温室効果ガス排出量が県内最大である県は、一層の省エネ対策や温室効果ガス削減の取り組みが求められています。

達成すべき成果1

「省エネ法」に基づき策定した、省エネ対策の実施内容などを定めた「中長期計画」や施設ごとに設備の運用基準などを定めた「管理標準」に基づき、計画的な省エネルギー対策を推進します。

「温対法」及び「条例」に基づく「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「実行計画」)に従い、県の事務事業により発生する温室効果ガスの排出削減対策を推進します。

省エネ行動の徹底を図るとともに、中長期的視野に立った省エネ改修などにより経費節減を図ります。

からの取組などにより、事業主体としての県のエネルギー使用量を削減します。

達成すべき成果2(数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
各施設においてエネルギー使用合理化のための管理標準を策定中	管理標準に基づく庁舎管理・運用	管理標準に基づく庁舎管理・運用	管理標準に基づく庁舎管理・運用
実行計画策定(H23.3)	「実行計画」を着実に実施し、温室効果ガス排出量をH32年度までにH19年度比で26%削減		
省エネ改修 E S C O事業導入1施設 省エネ法に基づく県有施設のエネルギー使用量 (H21年度 原油換算) 54,080千リットル (内訳 電気170,140kw、重油3,581kl、灯油1,987kl、都市ガス3,905千m ³ など)	2施設 前年度比 年間1%削減	計画的導入による省エネ改修 前年度比 年間1%削減	計画的導入による省エネ改修 前年度比 年間1%削減

工程

23年度	24年度	25年度
以下の取組を実施します。		
<p>各施設における管理標準に基づく的確な庁舎管理・運用の実施 エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握と評価 E S C O事業などによる施設の省エネ改修の実施、省エネ機器の導入、公用車管理・使用の合理化(エコカーの導入を含む。)</p>		

担当所属 環境政策課(総)総務課、管財課

(4) 公共工事の経費削減

公共工事において、専門技術を持つ技術者のチームが様々な視点から原設計の見直しを行う設計最適化の取組や発注者が受注者からの質問に対し適切かつ迅速に回答するなどの工期短縮の取組の拡充により、より早く、より安く、より品質の高い公共工事を推進します。

現状・課題

公共工事においては、コスト縮減などのため、以下のとおり、設計VEなどに取り組んでいるところです。

設計VEは、特別に編成された専門技術を持つ技術者のチームが、県民（使用者）の立場を考慮しながら原設計の見直しを行うものであり、より安く、よりよい社会資本を提供するための取組です。平成18年度から実施しているこの取組は、コスト縮減、職員の技術力の向上や技術の伝承などにも有効な手法であり、対象事業の拡大などにより更なる効果が期待できます。

また、ぐんまワンデーレスポンスプロジェクトは、発注者と受注者が工事進捗情報を共有するとともに、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対する迅速な対応の実現により工事の早期完成を図る取組であり、平成22年度は76件の試行を行い、効果が認められたため本格実施に移行する必要があります。

さらに、公共工事改革には、これを担う職員の資質・技術力向上は欠かせないものであり、これまで研修などに取り組んできましたが、更なる資質・技術力向上に向け、効果的な講習会を開催していく必要があります。

以上のような取組を盛り込んだ群馬県公共工事コスト構造改革プログラムにより、平成21年度は、約32億円のコスト縮減を実現しましたがさらに継続して取り組む必要があります。

達成すべき成果 1

設計VE（バリューエンジニアリング）

設計VEワークショップを継続して開催し、実施コスト縮減や職員の技術力の向上、技術の伝承などを図ります。

ぐんまワンデーレスポンスプロジェクト

平成23年度に試行工事の検証を行います。検証結果を基に対象工事の範囲などを決定し（一部実施）、平成24年度から本格的に実施します。

職員の資質向上

県内大学などと連携し、「ぐんま産学官連携キャンパス」を開催します。

県土整備部技術職員研修を継続して実施します。

総合コストの縮減

以上の取組に加え、事業のスピードアップ、対象事業の拡大などにより、平成26年度までに、平成17年度を基準年として、15%の総合コスト縮減を図ります。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)			
現状	23年度	24年度	25年度
設計VEワークショップを開催 (H21年度10回)	13回開催	13回開催	13回開催
ワンデーレスポンスプロジェクトの試行工事を実施	試行工事の検証と一部実施	本格実施	本格実施
平成22年度に2回のぐんま産学官連携キャンパスを試行的に開催	2回開催	4回開催	6回開催
総合コストの縮減 4.5% (H21年度)	平成26年度までに総合コスト15%縮減を実現 (途中年度においても、15%縮減の実現に努めるものとする。)		
工程			
23年度	24年度	25年度	
設計VEワークショップの開催			左の取組などにより、平成26年度までに総合コスト15%縮減を実現
検証、範囲決定、一部実施	本格実施		
協議会設立、キャンパス開催、研修	キャンパス開催、研修		
担当所属 監理課			

(1) 県政を担う人材の育成

新しい人事評価制度を定着させ、人材育成に配慮した人事管理を推進するとともに、より効果的な職員研修（自治研修センター研修、職場研修、自己能力開発）を実施し、県政の課題に的確に対応できる職員を育成します。

現状・課題

地方分権時代において、少数精鋭で質の高い行政を担っていくためには、職員一人ひとりが自己の能力を最大限に発揮し、組織全体の力を強化することが必要です。また、厳しい行財政状況の中、改革を推進する人材の育成が求められています。

達成すべき成果1

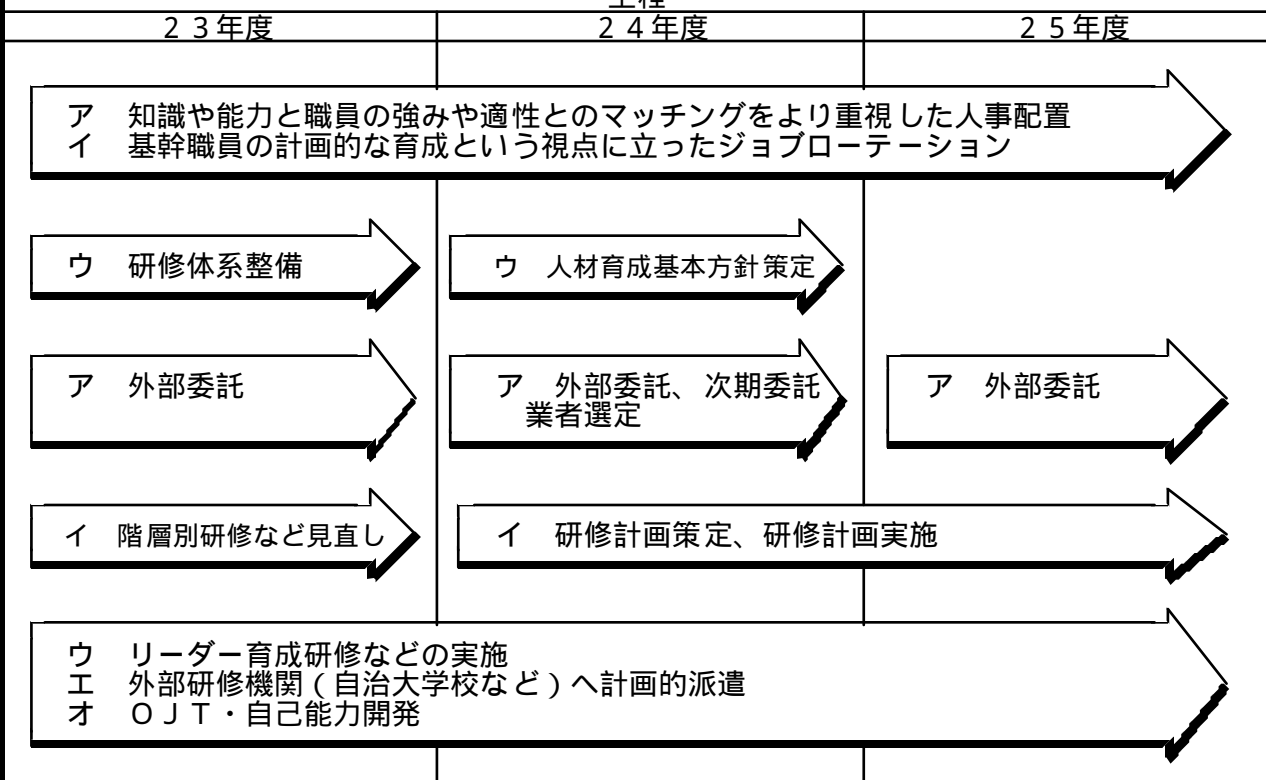
人材の育成などを主眼とした新しい人事評価制度を定着させ、人材育成に配慮した人事管理を推進するために、次の取組を実施します。

- ア それぞれの職務に求められる知識や能力と職員の強みや適性とのマッチングをより重視した人事配置
 - イ 各分野において直面する行政課題に即応できる基幹職員の計画的な育成という視点に立ったジョブローテーション
 - ウ 研修体系などを整備した新たな人材育成基本方針の策定
- より効果的な職員研修を実施し、県政の課題に的確に対応できる職員を育成するために、現行の人材育成基本方針や新たな人材育成基本方針に基づき、次の取組を実施します。
- ア 効率的・効果的な研修実施のため、研修業務の外部委託を継続
(H24年度に次期委託業者を選定)
 - イ 階層別研修（主事技師、主任、新任係長）を充実し、組織力の強化に向けた研修を実施
 - ウ 県庁の次代を担うリーダーの育成をはじめ、改革意欲の向上を目指す研修を実施
 - エ 高度で専門性を有する職員を育成するため、外部研修機関（自治大学校など）へ計画的に派遣
 - オ OJTの実践や自己能力開発を支援するため、情報提供や研修を充実

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
平成18年4月人材育成基本方針策定 研修の業務への活用性 77.8%（H21年度研修後アンケートの実績）	研修体系整備 80%	新たな人材育成基本方針策定 80%	80%

工程



担当所属 人事課、自治研修センター

(2) 目標管理による業務改善

平成 21 年度から導入した人事評価制度を全庁的に実施し、職員一人ひとりが業務目標を明確に定め、その確実な達成に努めます。

現状・課題

平成 21 年度施行の「新しい人事評価」制度により、フィードバック面接など定期的な面接（P D C A サイクルの反復継続）を重視した仕組みをつくったところです。

これまでは、主として「目標設定（P : Plan）」と「実行（D : Do）」に力点が置かれ、成果に対する厳格な「評価・検証（C : Check）」や、その結果を踏まえた上での「改善（A : Act）」については不十分な面もありました。

この制度を実効性あるものとするためには、職員一人ひとりが目標管理制度を適切に運用し、P D C A サイクルを反復継続的に回しながら、業務の質的向上を図っていく必要があります。

達成すべき成果 1

以下の取組により、すべての職員が、P D C A サイクルを意識し、目標に対する成果の評価・検証（C）とその結果を踏まえた上での改善（A）をより重視する目標管理制度を運用し、業務の改善につなげます。

職員：自己評価、振返りの徹底

各所属：評価と検証を重視したフィードバック面接の実施

各所属：前期の改善検討を踏まえた目標設定面接の実施

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
とも実施中	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底	評価・検証（C）及び改善（A）の徹底

工程

23年度	24年度	25年度

担当所属 人事課、（総）総務課

(3) 組織の見直し

県民から見て分かりやすく、質の高い県民サービスを行うのにより機能的な組織を構築するために、県庁、地域機関などの組織のあり方を毎年度見直します。

現状・課題

これまで、県政運営の改革方針のもと、組織の見直しに当たっては、県民から見てもわかりやすく、簡素で効率的な適正規模の組織とすることを基本として、グループ制廃止・係制導入や生活文化部の設置（平成 20 年度）、総合政策室の設置など企画機能の強化（平成 22 年度）などを行ってきました。

しかし、組織のあり方は、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化、地方分権の進展など社会経済環境の大きな変化や厳しい財政状況など、県政を取り巻く環境の変化に対応するため不断に見直していかななくてはならず、これらに的確・迅速に対応できる組織体制の構築が求められています。

達成すべき成果 1

以下の視点に基づいて、組織を構築します。

行政需要の変化や地方分権改革に的確に対応できる組織とします。

効率的で機能的な組織を構築します。

迅速・適切な意思決定を図る、適正規模の組織とします。

国や市町村などとの役割分担を踏まえた組織とします。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
県庁：8部2部内局 90課室等 県民局：5局53事務所 42課室等 地域機関：53機関	の視点による組織構築	の視点による組織構築	の視点による組織構築

工程

23年度	24年度	25年度

行政需要・地方分権改革に的確に対応できる組織の構築
 効率的で機能的な組織の構築
 迅速・適切な意思決定を図る適正規模の組織の構築
 国や市町村などとの役割分担を踏まえた組織の構築

担当所属 （総）総務課

(4) 適正な定員管理

変化する行政需要に適切に対応するため、業務の終了や見直しにより必要な人員を生み出し、定員配置を毎年度見直します。

現状・課題

県政運営の改革方針及び集中改革プランに掲げた定員削減計画に基づき、下表のとおり一般行政部門について平成19年4月1日から平成22年4月1日までに318人を削減するなど、従来にも増して効率的な行政運営に努めてきましたが、行財政状況が一段と厳しさを増す中、行政需要の変化に的確に対応するため、今後も適正な定員管理に取り組む必要があります。

部 門	H19.4.1	H22.4.1	削減予定人数	実 績	
一般行政部門	4,315	3,997	308	318	
教育部門	16,114	15,881	233	233	
公営企業 部 門	企業局	298	289	6	9
	病院局	1,028	1,087	8	59
	その他	41	34	-	7

達成すべき成果1

知事部局 行政需要の変化や地方分権改革に的確に対応した適正な定員管理の推進
 教育委員会 児童生徒数の変化や学級編成基準の見直しに対応した効率的な定員配置
 行政需要の変化や地方分権改革に的確に対応するため、以下の視点に従い、県民目線に立って業務や組織を徹底的に見直し、限られた定員を効果的に配置するなど適正な定員管理に取り組めます。

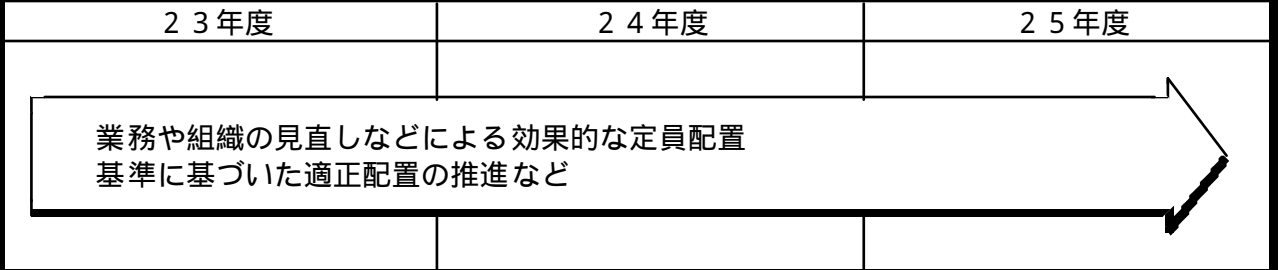
<見直しの視点>

ア	そもそも必要な業務か？	必要性、緊急性、有効性、適正量の確認
イ	行政が実施すべきか？	行政サービス領域の確認（民営化・民間開放）
ウ	県が実施すべきか？	行政サービス領域の確認（市町村移管・移譲）
エ	県が直接実施すべきか？	実施手法の選択（外部委託、協働）
オ	仕事のやり方を変えられるか？	効率性の検証（業務集約化、非常勤職員の活用）
カ	組織を簡素・効率化できるか？	業務統合などによる組織の統廃合

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
一般行政部門の職員数 3,997名(H22年4月1日)	3,958名(見込)	適正な定員管理 の推進	適正な定員管理 の推進
教育部門の職員数 15,881名(H22年4月1日)	児童生徒数の変化や学級編成基準に基づいた適正配置の推進など	児童生徒数の変化や学級編成基準に基づいた適正配置の推進など	児童生徒数の変化や学級編成基準に基づいた適正配置の推進など

工程



業務や組織の見直しなどによる効果的な定員配置
 基準に基づいた適正配置の推進など

担当所属 (総)総務課、(教)総務課、(教)学校人事課

(5) 時間外勤務の縮減

事務の仕方の見直し、事務分担の適正化などにより、効率的な業務の執行を図ることで、時間外勤務の縮減を図ります。

現状・課題

時間外勤務については、業務の効率的な執行などの観点から、従前より縮減に取り組んでいますが、依然として長時間の時間外勤務が恒常的となっている所属や職員間の不均衡が見受けられます。

限られた職員数の中、行政コストを増加させることなく、新たな行政課題に対応するためには、これまで以上に徹底した事務・事業の効率化や計画的な業務の遂行などにより、時間外勤務の更なる縮減に取り組む必要があります。

達成すべき成果 1

以下の取組により、知事部局における総時間外勤務時間を削減します。

P D C A サイクルを活用した取組計画の策定

各所属において年度当初に残業縮減に向けた取組計画を策定し、一定期間（四半期）毎に取組状況を点検します。

業務の見直し

業務量に応じた適正な定員管理（改革 7 (4)）

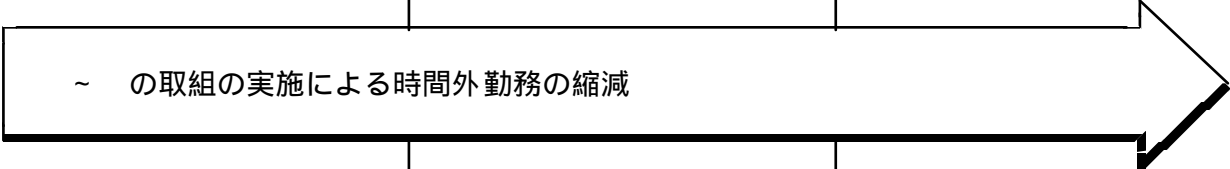
全庁一斉定時退庁日（ノー残業デー）の徹底

対策検討委員会の設置

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
知事部局における総時間外勤務時間 415,477時間 (H21年度実績)	平成25年度末までに10%削減	平成25年度末までに10%削減	10%削減

工程

23年度	24年度	25年度
		

担当所属 人事課、(総)総務課

(1) 県税収入の確保

課税調査や滞納整理の強化、市町村との連携を進めるなど、県税の適正・公平な賦課徴収により、徴収率の向上や収入未済額の圧縮に努め、県税収入の確保を図ります。

現状・課題

県税収入を確保するためには、今後も適正・公平な賦課徴収を維持するとともに、納税者に対しては十分な説明責任を全うして納期内納税を促進し、滞納者には滞納整理を計画的・効率的に実施する必要があります。特に、税源移譲により増加した個人の県民税の収入を確保するためには、市町村との連携をさらに強化していく必要があります。

達成すべき成果 1

県税の徴収率の維持・向上

県税の収入未済額の増加抑止

- ・ の実現に向けて、次の取り組みを行います。

ア 県民局内や市町村との連携による協働調査などの実施とともに、調査前に十分な事前分析を行うなど、実効性の高い課税調査を実施します。

イ 滞納整理強化月間を柱とした年間業務計画に基づき、進行管理の徹底を図り、積極的な滞納整理を実施します。

ウ 市町村と連携した収入確保を図るため、高額滞納案件への協力や効果的な滞納整理計画の策定に対する助言などのほか、中核となる市町村税務職員を受け入れる実務研修などを実施します。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
県税の徴収率95.5% (H21年度決算)	95.5%以上	95.5%以上	95.5%以上
県税の収入未済額 8,998百万円(H21年度決算)	9,398百万円以下	9,698百万円以下	9,498百万円以下

工程

23年度	24年度	25年度
<p>ア 課税調査の強化 イ 滞納整理の強化 ウ 市町村連携の強化</p>		

担当所属 税務課

(2) 債権の適切な管理と収入未済額の圧縮

貸付金などの債権について、早期の徴収活動を行い長期の滞納が発生しないよう努めるとともに、滞納が長期化したものについては民間の専門機関などに徴収委託を行うなど、収入未済額の圧縮に努めます。

現状・課題

県税以外の収入未済額については、未収金回収業務の外部委託、法的措置の実施により圧縮を図っていますが、今後も一層の圧縮を推進する必要があります。

達成すべき成果 1

以下の取組などにより収入未済額を平成 21 年度決算額よりも減少させます。

各所管所属において、長期の滞納に至らないよう、早期の徴収活動を行うなど適切な債権管理を行います。

各事業の未収金回収対策をとりまとめ、効果的な取組を情報共有することで収入未済額を圧縮します。

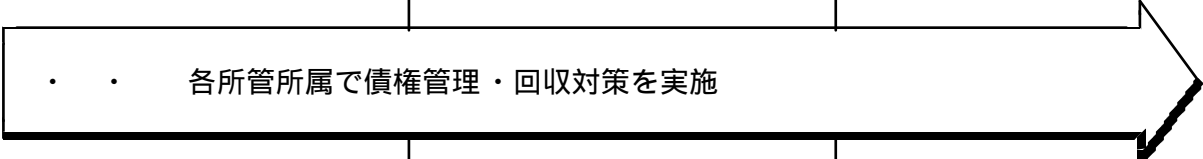
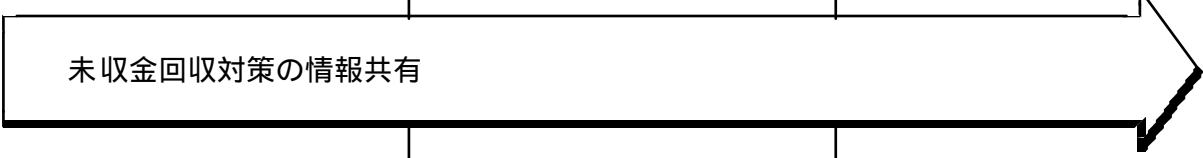
母子寡婦福祉資金や県立病院医業に係る未収金の回収業務の一部委託を引き続き実施します。

個別の状況を慎重に判断しつつ、法的措置を実施します。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
収入未済額計(県税以外) 2,448百万円(H21年度決算)	2,448百万円以下	2,448百万円以下	2,448百万円以下

工程

23年度	24年度	25年度
		
		

担当所属 (総)総務課、子育て支援課、建築住宅課、(病)総務課、各所管所属

(3) 未利用財産の売却など

行政での利用が終了し、処分することが決定された財産については、集中的に管理できる体制を整備することにより、早期に処分を行えるようにします。

また、施設命名権の売却などにも引き続き取り組みます。

現状・課題

これまでも、未利用財産の売却、県有施設の命名権売却、広報物などの広告料収入など、新たな収入源を確保してきましたが、厳しい財政状況の中で、引き続き自主財源収入を増加させていくことが必要です。

達成すべき成果1

未利用財産の売却・有効利用

ア 未利用財産の売却を進めます。

イ 売却が困難な未利用財産は、定期借地権制度、不動産信託制度などにより、有効活用します。

その他収入増の取組

ア 「ぐんまちゃんの着ぐるみ」貸出しや自動販売機設置など、県有資産を有効活用します。

イ 県有施設の命名権売却や広報物などの広告料収入を増加させます。

ウ 各年度の予算編成において、使用料及び手数料の必要な見直しを行います。

エ 「果実運用型基金」や「定額運用基金」などの基金をより有効的に活用します。

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
未利用財産の件数 72物件(H22年9月現在)	平成25年度末までに50物件まで減	平成25年度末までに50物件まで減	50物件（新規発生分を除く。）
土地売却や広告料などの自主財源収入の増額・確保 18.7億円（H22当初予算）	現行水準の確保	現行水準の確保	現行水準の確保

工程

23年度	24年度	25年度
ア 未利用財産の売却		
イ 定期借地権設定など検討	イ 可能な物件から順次実施	
ア 県有資産貸付など有効利用 イ 施設命名権の売却の継続	ウ 使用料・手数料の見直し	
イ 広告事業の推進に係る基本方針策定 エ 基金有効活用検討	イ 広告料増加の取組実施 エ 基金有効活用実施	

担当所属 財政課、管財課、各所管所属

(4) 安定的な資金調達と調達コストの削減

市場公募債など起債の方法を多様化し、安定的な資金調達を行います。

また、満期一括償還に備えて設けている減債基金の運用に安全性の高い債券などを取り入れ、市場公募債調達コストに見合った運用利回りを目指します。

現状・課題

財政投融资改革による政府資金の減少、地方分権の趣旨などから、自己責任による市場からの資金調達が必要となっています。

市場からの調達は満期一括償還が原則であるため、平成22年度並規模の市場公募債での調達を前提とすると、償還準備のための減債基金が平成42年度までに1,000億円以上に積み上がる見込みです。

達成すべき成果 1

県債借入の安定化、多様化のため、市場公募地方債を継続して発行します。

市場の金利動向などを踏まえ、発行額や償還年限の多様化などに取り組みます。

減債基金（満期一括償還準備分）の運用に安全性の高い債券などを取り入れ、調達コストに見合った運用利回りを目指します。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
・ 全国型市場公募債 10年債、200億 （H22当初予算） 運用利回り H21実績 0.695% H22当初予算 0.464%	・ 金利動向を 踏まえて発行 調達平均利回り を上回る運用利回 り	・ 金利動向を 踏まえて発行 調達平均利回り を上回る運用利回 り	・ 金利動向を 踏まえて発行 調達平均利回り を上回る運用利回 り

工程

23年度	24年度	25年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>市場公募債を継続して発行します。 発行額、償還年限などを多様化します。 減債基金の運用利回りを高めます。</p> </div>		

担当所属 財政課

(1) 国関係法人への支出の総点検

群馬県が分担金、負担金、委託料などを支出しているすべての全国規模の団体（国関係法人）への支出の総点検を実施し、その結果、必要のある場合には、当該法人に対して分担金などの縮減などを求めています。

現状・課題

群馬県を取り巻く経済情勢が極めて厳しい中で、国関係法人に対する拠出金が、財政に与える影響は大きいものがあります。

平成18、19年度における全国知事会の見直しにおいて、各拠出先団体に対して、拠出の縮減などの協力要請を行い一定の成果を上げましたが、不十分な面もあったため、平成22年度全国知事会の行政改革プロジェクトチームにて検討を行い、分担金などの見直しは各都道府県の判断が原則であるが、都道府県が一致団結して、全国知事会として取り組むことも有効であるとされています。

達成すべき成果 1

全国知事会の動きと連携をしつつ、国関係法人に対するすべての支出を、必要性、妥当性などの観点から総点検します。

総点検の結果に基づいて、国関係法人に対して事業の見直し又は分担金などの縮減を求めます。

なお、群馬県が分担金などを支出する理由に乏しいものは、支出を取りやめます。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
国関係法人への分担金などの支出額 479百万円（H21年度法令外分担金等調査の結果）	総点検の実施 問題がある支出の縮減・廃止	問題がある支出の縮減・廃止	問題がある支出の縮減・廃止

工程

23年度	24年度	25年度
支出を総点検		
改善要請や支出取りやめを検討	要請などへの対応状況の確認や再要請	

担当所属 （総）総務課、各所管所属

(2) 県単独補助金の適正化

当初予算編成の中で、すべての県単独補助金の必要性などを再点検し、整理統合を図るなど、適正な金額に見直します。

現状・課題

各年度の当初予算編成においてそれぞれの県単独補助金を見直してきましたが、今後も時代の変化に応じて必要性などを常に見直していくことが必要です。

県単独補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率などの観点から整理統合を図るとともに、事業規模などから適正・公平な金額であるか不断に見直す必要があります。

特に運営費の補助をしている団体については、補助金交付先の財政状況、資産状況などを十分に踏まえ、補助の適否あるいは交付金額の妥当性を検討する必要があります。

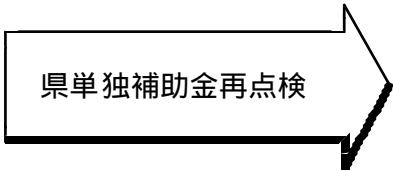
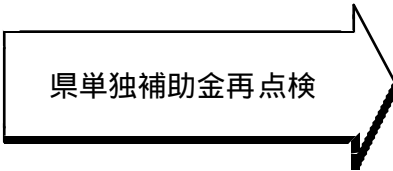
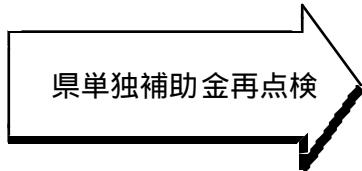
達成すべき成果 1

県単独補助金を、平成 22 年度当初予算額以下に縮減します。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)

現状	23年度	24年度	25年度
県単独補助金 H22年度当初 334億円	334億円以下	334億円以下	334億円以下

工程

23年度	24年度	25年度
		

担当所属 財政課、各所管所属

(3) 事業評価制度の強化

予算編成過程ですべての事務事業を対象として実施している事業評価について、実施の時期や手法、様式などを見直し、より効率的・効果的な評価を行います。

また、県政運営の方向性を示す政策レベルでの評価制度を構築・実施します。

現状・課題

継続的に施策や事業の改善・見直しを行うため、マネジメントサイクル（計画を策定し、計画通りに実行できたのかを評価し、次期への行動計画へと結びつける一連の管理システム）としてのPDCAサイクルに基づく施策・事業評価、公共事業評価を実施していますが、実施方法や様式を常に見直し、県民にも職員にも一層分かりやすい評価システムにしていく必要があります。

また、事業レベルだけではなく、県政運営の方向性を示す政策レベルでの評価システムを確立する必要があります。

達成すべき成果 1

予算編成に、より反映しやすい事業評価を実施します。

計画段階から完成後までの公共事業評価を実施します。また、公共事業再評価については、公正性・透明性を確保するため、外部の有識者の委員会において公開による審議を行い、その答申を踏まえ、対応方針を決定します。

政策評価の実施により、県民のための政策を実現する方向にどの程度進んでいるのかを検証し、県民に公表します。

達成すべき成果 2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
予算編成に、より反映しやすい事業評価の実施 事前評価、執行時点検、再評価、事後評価の実施、内容のホームページでの公表 実施していない。	見直しを図りつつ実施 継続して実施・公表 準備	見直しを図りつつ実施 継続して実施・公表 実施	見直しを図りつつ実施 継続して実施・公表 実施

工程



担当所属 財政課、総合政策室、監理課

(4) 基礎的財政収支の黒字の維持

厳しい財政状況のなかで多様な行政需要に応じていくためにも、財政の健全性を維持することが重要であり、財政運営が国の予算編成に大きく影響を受ける中であっても、基礎的財政収支の黒字を維持し、安定した財政運営を行います。

現状・課題

県税収入の減少や積立基金残高の減少などにより、今後も厳しい財政状況が続くと考えられますが、安定した行政サービスを継続的に実施するため、各種財政指標について、健全性を維持する必要があります。

【臨時財政対策債】

臨時財政対策債は、地方交付税の不足を補うものとして国から地方団体に発行額が割り当てられ、償還費は後年度の地方交付税に加算される地方債（借入）で、実質的な地方交付税とされているものです。

元利償還金が後年度の地方交付税で措置されることから、基礎的財政収支を判断する際に計算から控除しています。

達成すべき成果1

臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字を維持します。
 臨時財政対策債を除いた県債残高を縮減します。
 財政健全化法による財政健全化指標の「健全段階」を維持します。

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支 134億円の黒字 (H21年度一般会計決算)	黒字	黒字	黒字
臨時財政対策債を除いた県債残高 H21年度末一般会計残高 7,992億円	7,992億円以下	7,992億円以下	7,992億円以下
「健全段階」維持	「健全段階」維持	「健全段階」維持	「健全段階」維持

工程

23年度	24年度	25年度
<p>臨時財政対策債を除いた、基礎的財政収支の黒字の維持 臨時財政対策債を除いた、県債残高の縮減 実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の健全段階維持</p>		

担当所属 財政課

(1) 企業局改革

平成22年3月に策定した「中期経営計画」に基づき、適正な設備投資を行い、電気、工業用水、水道の安定供給に努めます。また、住宅用地及び産業用地は分譲の促進を図るとともに、産業用地の計画的な造成を行います。これらにより引き続き企業局経営の健全化に努めます。

現状・課題

群馬県企業局は、電気・水道など地域生活に欠かすことのできないライフラインの整備や団地造成・工業用水道・ゴルフ場経営などの地域発展のための事業を展開しています。

近年の環境意識や快適性・健康志向の高まりなど新たな需要が生ずる一方、社会経済情勢や地方分権改革、行財政改革、規制緩和などの変化の中にあって、企業局を経営するに当たっては、更なる経営基盤の強化が求められています。

このため、事業を常に見直し、長期的視野に立って更なる経営健全化を図る必要があります。

達成すべき成果1

中期及び長期の経営計画を策定し、計画性、透明性の高い経営を行い、更なる経営健全化を目指します。

中期経営計画の評価・修正・公表による経営効率化と実績の透明化

長期経営計画策定による、今後10年を見据えた運営

平成24年度までの中期経営計画に沿って、以下のとおり事業運営を進めます。

電気事業

電力の安定供給のために計画的な設備改良・修繕と新規発電所の建設を行います。

工業用水道事業

低廉な料金体系を維持するとともに、平成23年度までに板倉ニュータウン北地区への配水管を整備します。

水道事業

すべての水道事務所で実施している夜間監視制御に係る民間委託を継続し、その効果について検証します。

団地造成事業

平成24年度までに産業系団地として約25ヘクタール、住宅団地として「ふれあいタウンちよだ」50区画を分譲するほか、板倉ニュータウンでは、住宅用地60区画、産業用地約10ヘクタールを分譲します。

合理的・効率的な業務遂行のため適正な定員管理を図っていくこととします。

達成すべき成果2（数値等の目標）

現状	23年度	24年度	25年度
中期経営計画（H22年度～） 長期経営計画 策定していない。	実施・評価・修正・公表 策定・公表	実施・評価・修正・公表 実施	評価・公表 実施
発電所の計画的な新設・改良・修繕など	改良・修繕3発電所、新規2発電所	改良・修繕2発電所、新規1発電所	改良・修繕2発電所、新規1発電所
板倉ニュータウンの産業用地の販売開始	板倉ニュータウン北地区へ配水管整備（東毛工業用水道）		

<p>水道事業 すべての水道事業所で夜間監視制御に係る民間委託を実施</p>		<p>県央第一水道で 契約更新</p>	<p>新田山田水道、 東部流域水道、県央第二水道で契約更新</p>
<p>右について、平成22年度から分譲を開始</p>	<p>平成24年度までに以下を分譲。 ふれあいタウンちよだ 50区画 板倉ニュータウン住宅用地 60区画 板倉ニュータウン産業用地 約10ヘクタール その他産業系団地 約25ヘクタール</p>		
工程			
23年度	24年度	25年度	
<p>中期経営計画評価・修正・公表</p>			
<p>長期経営計画策定・公表</p>	<p>長期経営計画実施</p>		
<p>ア 計画的な発電所の改良・修繕 イ 新規発電所の建設 新利南発電所、 八ッ場発電所 (～平成27年)</p>	<p>ア 計画的な発電所の改良・修繕 イ 新規発電所の建設 八ッ場発電所 (～平成27年)</p>	<p>ア 計画的な発電所の改良・修繕 イ 新規発電所の建設 八ッ場発電所 (～平成27年)</p>	
<p>板倉ニュータウン北地区への配水管整備</p>			
<p>水道事務所の夜間監視制御に係る民間委託の継続・検証</p>			
<p>「ふれあいタウンちよだ」50区画、板倉ニュータウン住宅用地60区画、産業用地約10ヘクタール、その他産業系団地約25ヘクタールを分譲</p>			
<p>担当所属 企業局</p>			

(2) 病院局改革

高度専門医療や先進的な医療を担い県民の生命を守る県立病院の安定した経営を確立するために、病院改革プランに基づき、受入患者数の増加、心臓疾患の救急患者の受入、先進的ながん治療の実施、精神科救急患者及び小児重症患者の受入、地域連携の推進などに取り組みます。

現状・課題

県立4病院（心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センター）においては、医師・看護師の確保が厳しさを増す中にもありながらも、必要な医師の確保に努めるとともに、看護体制の充実を図り、県民に対する高度専門医療の適切な提供を最大の目標として取り組んでいます。

こうした中で、病院事業会計は平成19年度決算で約25億円の赤字となるなど、経営健全化が急務でした。そのため「群馬県県立病院改革プラン」（計画期間平成21年度～23年度）を策定し、医療サービスの向上、それぞれの分野の三次医療を担う高度専門病院としてのセンター機能強化、経営の健全化を目標に据えて、その改善に取り組んでいます。

「改革プラン」初年度の平成21年度決算は、平成19、20年度から大幅に改善し、目標を上回る成果を上げたものの、依然として15億円を超える赤字となり、経営健全化に向けた更なる取り組みが必要となっています。

達成すべき成果1

「群馬県県立病院改革プラン」及び次期改革プランの目標を達成することで、病院（局）経営の更なる健全化を果たします。

「群馬県県立病院改革プラン」の三本柱である医療サービスの向上、センター機能強化、経営の健全化に向け引き続き取り組むとともに、24年度以降における次期改革プランを策定し実施していきます。

高度専門医療を提供する県立病院の次の役割を引き続き果たしていくとともに、新たな医療ニーズの把握にも努めていきます。

（心臓血管センター）心疾患救急患者の24時間受入

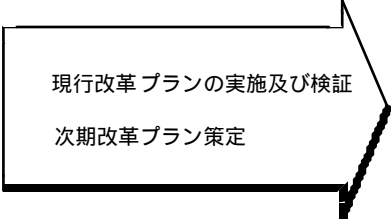
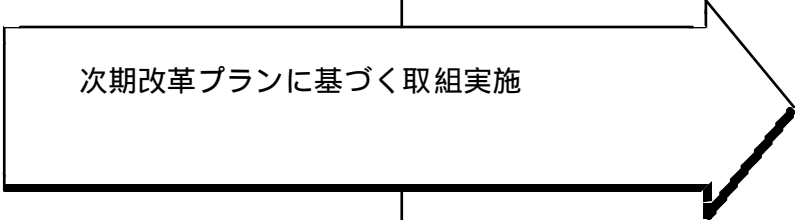

（がんセンター）集学的がん治療（手術、放射線療法、化学療法を効果的に組み合わせる治療すること）の実施

（精神医療センター）精神科救急患者の受入、医療観察法対象者の受入

（小児医療センター）P I C U（小児集中治療室）、N I C U（新生児集中治療室）の効果的な活用など

研修医や看護実習生などの受入を進め、群馬県の医療水準向上に資する医療従事者を養成します。

高度専門病院である県立病院の機能をより効果的に発揮するため、地域の医療機関や医師会との連携を強化し、患者の紹介・逆紹介を積極的に進めます。

達成すべき成果 2 (数値等の目標)			
現状	23年度	24年度	25年度
病院事業決算収支差額 15.20億円 (H21年度) 高度専門医療を必要とする患者の受入数 (延入院患者数) 251,505人 (H21年度) 研修医受入数27人 看護実習生受入数990人 (H21年度) 県立病院と地域医療機関との間の紹介患者数 (地域 県立) 11,017人 (H21年度) 県立病院と地域医療機関との間の逆紹介患者数 (県立 地域) 8,347人 (H21年度)	9億円 269,600人 研修医 29人 看護実習生 1,000人 12,000人 8,600人	~ 次期プランで 新たな目標を設定	~ 次期プランで 新たな目標を設定
工程			
23年度	24年度	25年度	
 <p> 現行改革プランの実施及び検証 次期改革プラン策定 </p>	 <p> 次期改革プランに基づく取組実施 </p>		
 <p> 高度専門医療の提供 医療従事者の養成 地域連携の推進 </p>			
担当所属 病院局			